

第9号議案 神戸国際港都建設計画土地区画整理事業の変更について
 (浜山土地区画整理事業)

計 画 書

神戸国際港都建設計画土地区画整理事業の変更(神戸市決定)

都市計画浜山土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		浜山土地区画整理事業				
面 積		約 26.9ha				
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	幅員	延長	備考
		幹線街路	3.2.3 高松線	30m	約 890m	都市計画施設
			3.5.72 運南線	12m	約 940m	都市計画施設
			3.6.5 御崎線	12m	約 220m	都市計画施設
		特殊街路 (歩行者専用道路)	8.6.8 浜山線	8m	約 180m	都市計画施設
			8.6.9 御崎公園線	8m	約 170m	都市計画施設
			8.7.9 吉田線	6m	約 210m	都市計画施設
			8.7.10 浜中線	6m	約 400m	都市計画施設
			8.7.11 吉田金平線	6m	約 350m	都市計画施設
		その他区画街路は、幅員 4~12m を適宜配置する。				
	公 園 及 び 緑 地	種 別	名 称	面積	備考	
		街区公園	2.2.96 金平町公園	約 0.21ha	都市計画施設	
2.2.277 御崎町西公園			約 0.10ha	都市計画施設		
2.2.278 浜中町西公園			約 0.10ha	都市計画施設		
2.2.279 吉田町中公園			約 0.20ha	都市計画施設		
2.2.280 吉田町東公園			約 0.17ha	都市計画施設		
街区公園は、幹線街路の配置等を考慮して、5 箇所、計 0.78ha を配置し、施行区域の面積に対する全公園の面積の割合は、約 3%を確保する。						
宅地の整備	現況の土地利用を勘案し、宅地の利用増進が図れるよう街区を適宜配置する。					

「施行区域は、計画図表示のとおり」

理 由 書

浜山地区は、神戸市兵庫区の南部に位置し、下町らしい良好な近隣関係を維持・発展してきた地区である。

当地区では、平成4年に土地区画整理事業の都市計画決定を行い、高松線や御崎線などの幹線街路を整備するとともに、区画街路や公園などの公共施設を整備することにより宅地の利用増進を図り、健全で良好な市街地環境を形成してきた。

このたび、事業の進捗を踏まえて公共施設の配置計画を見直した結果、区画街路の新設等を行わないこととなった区域のうち、事業開始以前と土地利用の状況が変わらない一部の区域について事業区域から除外し、本案のとおり土地区画整理事業を変更するものである。

(参考) 浜山土地区画整理事業の変更の概要

1. 土地区画整理事業の施行区域の変更

施行区域：計画図表示のとおり

	変更前	変更後	増減
面積	約 27.8ha	約 26.9ha	約△0.9ha